

第3章 景観類型別の景観形成基準

1 景観類型の把握

本市の景観計画では、地形や土地利用による景観特性をもとに、自然的景観特性から「鈴鹿山脈及び山麓」、「丘陵地」、「平野部水田地」、「里山水田地」の4類型に区分し、これに鈴鹿川以東の平野部を中心に形成される市街地から「住宅地」「商業地」「工業地」の3類型の要素を加え、市域を全7類型に区分しています。(次のページにある「景観類型図」を参照してください。)

また、これらの景観類型に重なる、市の個性的景観を保全・創出するため特に重要な部分について、下表のように、市の個性を彩る景観軸・拠点を景観類型として設定しています。(次のページにある「景観類型図」を参照してください。)

表 市の個性を彩る景観軸・拠点

	景観の類型	土地利用方針図のゾーン分類等
景観軸	①河川※	一級河川・二級河川
	②海岸※	伊勢湾
	③幹線道路※	主要幹線道路（国土軸，広域幹線軸及び地域幹線軸）
景観拠点	①緑の中心核	緑の中心核（通称：セントラルグリーン）
	②駅前商業地	商業ゾーン
	③鈴鹿サーキット周辺	スポーツ・レクリエーションゾーン
	④歴史的・文化的景観資源※	東海道，伊勢街道，地域のシンボルとなる文化財（国・県・市指定文化財），椿大神社，神戸城跡，景観重要建造物，景観重要樹木，登録・認定地域景観資産
	⑤眺望景観	海のみえる岸岡山緑地，桃林寺，鈴鹿サーキットの交差点付近，市役所展望ロビー

※景観軸（①河川，②海岸，③幹線道路）の影響範囲：周囲100メートル以内の区域

景観拠点（④歴史的・文化的景観資源）の影響範囲：周囲50メートル以内の区域

これらの景観類型別に景観特性が整理されています（鈴鹿市景観計画第3章2 景観類型別の方針P. 19～35）ので、計画地がどのような景観類型に当てはまるかを確認し、景観特性，景観形成方針，景観形成基準を把握しましょう。

【景観類型図】

